

## 広島地方裁判所委員会（第42回）議事概要

### 第1 開催日時

令和元年7月17日（水）午後3時

### 第2 開催場所

広島地方裁判所第2会議室

### 第3 出席者

[委員] 佐伯美香，佐々木和宏，佐藤泰造，團藤丈士（委員長），竹志幸洋，寺尾昌幸，中川和思，野田和裕，橋本 晋，藤澤孝彦，山崎正数（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 富田部総括裁判官，森本事務局長，廣澤事務局次長，永澤事務局次長，寺田民事首席書記官，加島刑事首席書記官，佐古総務課長，佐伯総務課課長補佐

### 第4 議事（発言者：■委員長，●委員，◆説明者）

#### 1 議事「裁判員裁判について」

別紙のとおり，前回委員会で出された意見に対する検討，取組状況等についての裁判所からの報告後，裁判員裁判の広報について意見交換が行われた。

#### 2 次回期日及びテーマ等について

令和2年2月4日（火）午後3時から，「簡易裁判所の利用促進」について意見交換することとした。

(別紙)

◆ 前回の地裁委員会では、「裁判員裁判について」というテーマの下、要旨次の意見を頂きました。

- ・ ニュースや新聞のみではなく、NHKの人気番組などを利用して広報してはどうか。
- ・ リクエストを受けて広報を行うのではなく、スケジュールに組み込んで積極的に行ったらどうか。
- ・ PRの場として公民館や役所よりも効果の高い商業施設を使用したらどうか。
- ・ 現役の裁判官による裁判員裁判に関するコラムを掲載したらどうか。
- ・ 裁判員を経験した後は経験前に比べて、ほとんどの方がいい経験だったというアンケート結果を、分かりやすく県民に伝わるような配慮をしたらどうか。

今年には裁判員裁判の制度施行10周年ということで、裁判所は頂いた御意見を踏まえつつ様々な広報活動を行ってきました。その概要は次のとおりです。

- ・ 裁判員制度10周年広報用のウェブページを開設して、各種イベントを告知した。
- ・ 広島県中央企業団体中央会発行の「中小企業ひろしま」3月号に雇用主宛てのお知らせを掲載した。また、尾道商工会発行の「おのみち商工会だより」7月号にも同様の記事を同封して配布した。
- ・ 中国新聞に刑事裁判官によるリレーコラムを掲載した。
- ・ 広報用のアイテムとして、広島東洋カープとのコラボレーショングッズ（クリアファイル）を作って各種イベントで配布した。
- ・ 5月23日にはカープOB4名に裁判員役を務めてもらい、模擬裁判を行った。
- ・ 6月19日には広島大学で裁判員制度のシンポジウムを行った。
- ・ 民間企業、官公庁問わず、裁判官による出前講座を多数行った。
- ・ その他、裁判官のインタビューを新聞に掲載した。

今後の主な予定は次のとおりです。

- ・ 7月23日，中学生を対象とした夏休み裁判所見学会
- ・ 7月30日，小学生を対象とした夏休み裁判所見学会
- ・ 8月23日，高校生を対象とした模擬裁判員裁判

- ◆ 先ほどの報告に補足いたします。尾道での働き掛けは，裁判員の方はお勤めの方が多いものですから，雇用主に理解をしていただかないとなかなか参加も進まないということで，雇用主の方に裁判所のほうから，従業員の方が裁判員になった場合の御協力を呼び掛けたチラシを配布したというものです。

中国新聞社には6回にわたってリレーコラムを掲載してもらいました。それぞれの世代の裁判官から，できるだけ柔らかく，その人の個性が分かるような内容となるよう配慮しました。コラムの中には，地裁の裁判員裁判の判決を高裁はどう考えているのかについて，裁判員の方は高裁で裁判官が勝手に変えてしまうのではないかというお話をいただくことがあるので，そのような誤解を少しでも解消するよう解説したというものもあります。最後のコラムは私の書いたものですが，昨年7月の豪雨災害のときにボランティアの経験がありまして，そのときに感じたことと裁判員裁判で普段考えていることを繋げたものとしています。

街頭広報については，前回の委員会で，人が集まるところでやったらどうかというお話が出て，広島で一番人が集まるところはどこかと考えたときに，やはりそれはカープ関連だろうということになりました。広島東洋カープの協力も得て用意したクリアファイルは裁判所のイベント用の限定品で，一般販売しておりません。カープに詳しい方は御存じだと思いますが，カープの選手のそれぞれのキャラクターを球団のデザイナーがイラスト化しておりまして，6人の裁判員をイメージしており，カープの選手は男性ばかりなので1人女性を入れております。

このクリアファイルを最初に配ったのが，裁判員法施行日である5月21日の三次きんさいスタジアムで，この日カープの公式戦が行われるということで，三次支部とともに広報活動をして配布したところ，飛ぶような勢いでなくなりまし

た。球場では、裁判所，検察庁，弁護士会の有志がCCダンスを踊りました。

次に、広島で一番人が集まるところというと、当然マツダZoom Zoomスタジアムですので、バックスクリーンにCMも流しました。バッファローズとカープの交流戦で、ゲートで配りましたけれど、3000部用意したのですが、20分で配布が終わりまして、いかにカープの人気の高いかということが分かりました。マツダスタジアムでも、裁判所，検察庁，弁護士会の有志がCCダンスを踊っておりまして、このスタジアムの芝生に入れる経験というのは、恐らく一生に1回あるかないかの経験で、私も参加したのですが、すごいふわふわした芝生で落ち着かなかったです。初めて法廷に立った裁判員も本当に緊張して落ち着かないんですよとおっしゃる気持ちが分かったような気がしました。

この時期と前後して、カープのOBが参加する模擬裁判を企画し、カープのOBで民放各社の解説委員を広島でされている方4人をお招きして、裁判員として参加していただき、残りの裁判員と補充裁判員は、新聞，テレビ各社の報道記者4人、合計で8人の裁判員裁判の構成と同じで、裁判員にカープOBの方が参加していただく形の模擬裁判を行いました。カープOBには各局からしっかり取材をしていただいて、これだけのテレビカメラが法廷に入ったのは恐らく前代未聞で、全国的にも空前絶後ではないかなと思います。

基本的に裁判所は法廷の中での取材やインタビューは一切認めておりませんので、これも裁判員制度10周年記念ならではのことでございます。感謝状をお渡しするときには私はユニホームを着たのですが、背番号は10番です。10は10周年記念ということで背番号10のユニホームを着させていただきました。新聞各社にも報道していただきまして、その日はテレビ局民放各局，NHKも含めて夕方と夜のニュースで流していただいて、裁判員裁判の前夜祭という形，10周年の前夜祭という形になりました。大変な話題になったと思います。

少し学究的な企画で、広島大学で裁判員制度シンポジウムを行いました。裁判員制度10周年記念でイベント的な模擬裁判以外の企画もやってみたらどうかと

いうことを広島大学のほうから言っていたら、広島大学と共催という形で10周年記念のシンポジウムを行いました。このシンポジウムはサタケメモリアルホールという広島大学で最も大きなホールで行いまして、前半は広島大学の法学部のゼミ生が裁判員制度の導入から実施の状況について研究をした上で報告を行い、後半は裁判員の経験者や法曹三者を含めて対談に似た形式のシンポジウムが行われました。これは広島大学法学部のゼミが中心となって行ったものですが、こういう研究活動というのは大概刑事訴訟の公判活動、手続を中心に行われる研究が多いんですけども、行政法のゼミが行った分析ということで、裁判員制度を新政策、新制度として捉えて、それはどう実施され、どういうふうな実践状況になるかという形での新しい取組だったと思いますし、今回主催したゼミ生は全員3年生で、この4月からゼミを開始した学生ばかりだったんですけど、大変レベルが高い報告が行われたと思います。

次に出前講座、出前授業についてお話をしていきたいと思います。このスライドは広島市の訪問看護ステーションで行った出前講座ですが、裁判員を経験された方がここの職員の方で、その人のついでで申し込んでいただいて、裁判官と裁判員経験者の方が前に立ち、職場の皆さんの前でどんな経験だったかということをお話いただくような形でした。出前講座、出前授業は継続的に行っている企画で、参加した団体、企業なのですけれども、このうち二つは裁判員の候補者の方がそこにお勤めで、そのついでで企業・団体からの依頼を受けて、ほかのところは裁判所のほうからお願いしたりとかお声掛けをして出前講座、出前授業を行っております。

今後の主な広報予定ですが、先ほども少し触れましたのでポスターを紹介していきたいと思います。7月23日に中学生の見学会、7月30日に小学生の見学会、この二つは既に定員の応募は達しておりますが、残っているところは高校生の夏休み模擬裁判員裁判です。24日から募集が開始されますが、本番は8月23日の金曜日午前10時から午前中に公判を行って午後3時半の予定で評議を

行うという形です。この模擬裁判は検察官，弁護士，裁判員，全て高校生がやります。裁判官役も高校生にお願いしたいところですが，それはさすがに無理かなということで，裁判所の刑事部の裁判員の中で最も若い3人が裁判官をやるということにしています。応募してくださった方は全員裁判員役ができるという構成になりますが，当庁での大きな裁判員10周年のイベントとしては，これが最後ということになります。夏休みの高校生がどれだけ，どんな裁判活動をしてくださるのか，検察官，弁護士としてどんな法廷活動をされるのか，それを見た同世代の高校生はどんな判断を裁判員としてするのかというところが一つのテーマになります。

- 以上が前回以降の取組状況の報告でもあり，また本日御議論いただこうと思います今後の広報の在り方を検討いただく前提として，イベント的なものをどういう形で行っていくかということの御紹介でもあります。ただいまの報告につきまして何か御質問・御意見等はございますでしょうか。
- 10周年ということで，こういう広報活動をするというそもそもの目的はどのようなことなのでしょう。
- 裁判員裁判自体はこれまで順調に国民の皆様方の御理解，御協力の下行われてきてはいるのですが，出席率，辞退率は決して芳しいと言えるものではないということで，国民の皆さんの多様な意見を刑事裁判手続に反映していこうという趣旨からすれば，選ばれる裁判員の母集団ができるだけ多様性を持った地域の特色を反映したものになるということが望ましいことは明らかであると思いますので，今後の課題としては出席率，辞退率を改善していくということが大きな課題だと，そういう問題意識で取り組んでいるものです。

ですから，検察庁，弁護士会の御協力も頂きながらも裁判所がやはり前面に立って行わせていただいたというのも，まさにお声掛けをして来ていただき，選任手続までをどうするのかという部分は，多分検察庁も弁護士会の皆さんも，その部分は余り接する機会がないところで，一番切実なのは，意識を持っている

のは裁判所だということから、スタートのときの広報は三者でスクラムを組んでさせていただいたのですが、今回どちらかという私どものほうで前面に立ってそれぞれの御協力を頂きながら広報活動をしているということなのです。

- 裁判所の見学会は、募集が始まって1週間ぐらいということですが、反響はどうですか。
- ありがたいことに募集開始当日にもうすぐいっぱいになりまして。ただ、定員が余り多くないもので。
- といっても午前・午後で40人ずつありますが、合計80名はもう即日埋まったのですか。
- 即日です。午後にはもういっぱいにはなっているという。
- 高校生模擬裁判、こちらのほうも恐らくそんな感じで人気が高いただろうという見込みでしょうか。これ、ちょっと時間が長いですしね。
- 高校生はそれぞれ、いろいろと事情があるかもしれません。夏休み、勉強をしなければいけないとか。
- 例えば3年目、5年目、7年目とかで、以前に似たようなイベントはありましたか。
- スタートの段階では様々な、今回よりかははるかに派手なPRでやっていたのですが、何周年というのは、それ以降初めてです。
- ありがとうございます。いや、すごい人気だなと思ひまして。
- どういう媒体を使って、これらの募集をかけられるのでしょうか。
- これは裁判所のホームページに掲載して、あとはチラシを送付しております。
- ◆ 広島県下の市役所や区役所、教育委員会にお届けしておりますし、公民館・図書館にもPRをお願いしております。
- 「図書館で見ました。」と後で参加者にアンケートに書いていただくことも多いです。
- 国民が刑事裁判に参加する主な国の制度に関する資料の中で、各国ごとにいる

いる項目が書いてあるのですが、今言われた参加率というのは分かるのでしょうか。

- ◆ そこをつまびらかにできるだけ材料は持ち合わせておりません。
- これを見ますと、選任方法のところは無作為、抽選などというような、基本同じような感じに受け取れたのですが、もしこの参加率が非常に高い国があるとなれば、その国を参考にしてみるのも一つの手ではないかと感じました。

それと、今回10周年ということでメディアを利用されたりとか、こういうファイルであったり、カープを利用されたりとかいうことで、すごく広報活動としての的を射ているのではないかと思いますし、裁判員制度自体は恐らくある程度の人はもう御存じなのではないかと思えます。ただ中身というか、選ばれたらどういう手続をとって、どうこうというようなところまでというのはまだまだ理解が乏しいのかもしれませんが、でもこういう制度があるというのは大抵の人が知っているところまでは来ているのではないかと思うのです。

その後、自分がもし無作為に選出された場合、そこにお受けできるかどうかといったところが、働く環境であったり、個人の問題であったり、いろんなところでハードルがあって、結局参加率が納得いけるところまでいってないのではないかとというのが問題点というところではないかと思うのです。ですから、この宣伝活動を更に更にしていって、裁判員制度の認識が高まれば高まるほど参加率が増えていくかという、これはまた別問題ではないかなと思いました。

ですから、デパートのように、「バーゲンやっていますよ、お中元買ってくださいね」というような、こんな軽い宣伝ではなくて、参加するというのは重たいことだと思うのです。自分がもしその立場になって本当に参加できるかどうかと考えたときに、もちろん職場の理解というのが大きいとは思いますが、そのもう一つ前に自分にできるのだろうか。経験した方の感想はすごくよかった、やってよかったというようなことが非常に多かったとあるのですが、ただ、自分は法律の専門の勉強をしているわけでもないですし、人が人を裁くことができる

のかなと思ったときには、メンタルの面もあると書いてありましたけども、やはりそこが一番大きなハードルなのかなと思います。

でもやっぱりこれは国の制度ですし、ある意味、国民の義務というような見え方ができれば踏み出せるのかなというふうに思いました。そのためには何が一番大切なのかなと思ったときに、それは教育だろうと。例えば、高校生がそういうイベントに参加するには夏休みでないとか、要は学業というものがあって、それを邪魔しないようにやらなければいけないというようなスタンス自体がまずいのではないかと。逆に社会科とか、本当にこの勉強をしていないと大学に入れないんだよというぐらいの勢いで、英数国じゃないですけども必須というようなとこまで持っていければ、大学に入ってからでも専門の勉強をしたい人たちも増えるでしょうし、そういうものがないと、なかなか参加率というのは、知っていてもパスできるのだからという思いが先に立ってしまいますし、消費税などもそうだと思うのですが、日本よりも消費税を高く払っている国はたくさんあると思うのです。じゃあ、その国の幸福度というか、この国でよかったなというのが日本よりもかなり上位な国があるように、それはやっぱりそういう制度を、義務として納税しないといけない、その代わりに納税するから生きていく上でこういう特典がある、保証があるとか、そのことが小さい頃から理解できているか。納税という義務であったりとか、あと選挙に行くことの大切さ。選挙も投票率が非常に低いとはいえ、やはり18になったら当たり前のルール、その国の義務といったものが小さい頃から教育の中で理解されていくということがすごく大切だと思います。

ですから学校の、本当に小学校高学年ぐらいからでもいいので、こういう模擬裁判であったりとか、日本はこういう参審制によって裁判というものがあってとかいうようなところ、そこを専攻していく人間だけが深く勉強していくということではなくて、このことを理解し勉強しとかないと自分が目指す学校には行けないんだよと。本当に英数国みたいなレベルで教育をしていけば、こういうものに

選出された人が理解をする、本当の意味で自分が参加しようというような気持ちにならないと、その参加率というのは上がっていかないんじゃないのかなと思います。ですから一つギアを上げて、周知の次のステップとして何をしていくかというのを、我々のような商業をやっているような小手先の宣伝ではなくて、本当の意味での根本的なところを、この制度を長く続けていくのであれば、本腰を入れて教育をしていくというのが大切なのではないかと思います。

ですから、ちょっと宣伝ということとは論点が違うかもしれないのですが、そこをクリアしないと参加率は高まらないのではないかと思います。

- ただいま教育の重要性という御指摘がありました。これは私どもも、いわゆる法教育という観点から、県立高校で模擬裁判を扱った授業をさせていただいたり、あるいは公立の中学校でやはり模擬裁判の手法を活用した出前授業のようなことをさせていただいたりもしております。この取組は以前から裁判所としても積極的にやっておりますし、また弁護士会でも法教育という観点で様々な取り組みをされておると思いますが、何か御紹介いただけるようなことはありますか。
- 私は初回には行っているのですが、もう何年も前から、法教育といいますが法律の教育ではなくて法律的な考え方を学ぶというもので、ちょっと今回とはずれるかもしれません。あと模擬裁判も、最近コンテストのような形でやりました。今おっしゃったとおり、広報の問題と意識改革の問題とはやっぱり別問題で、両方大切なのだと思います。意識改革の問題は、やっぱり教育の中で、例えば社会科の中で納税の義務とかを教える場面とかあると思うのですが、そういうところでしっかり学校の先生に、選挙も義務だけど、裁判についても国民の義務ですよというのをしっかり教えていただくというのがいいのかなと。

広報については、よく頑張ってもらったと思います。カープOBに模擬裁判に協力いただいたというのはすごく良かったと思います。

- あと教育という関係では、検察庁でも学校の先生を対象としたいろんな取組もしておられますね。

- 教員の方に来ていただくイベントもありますね。
- 引き続き我々のほうも法曹三者、それぞれの立場で次の世代を担う若い皆さんに様々なアプローチができればと思っております。教育の専門の立場から御意見はございますか。
- 教育が非常に重要な部分がたくさんあると思います。学習指導要領というものがあって、国がこういう内容、この発達段階において、こういう形で教えなさいという法に近いようなものが示されておりますが、これが10年に1回ということで今変わる方向性を示されたところです。高等学校にいくと令和4年から、また新しいその学習指導要領に変えていくというようになっております。

その中でさっきもありました、私たちも小中高大と経験したときに、講義型の授業で知識を大量に教えていただいたようなものですが、ほとんど残ってないというようなところがあって、これからはやっぱり課題発見解決型の人間を作っていくといけないといふところで、ある一定のお題をもらったところから、自分たちで知識や情報を集めて、その解決を考えさせるという授業に今変わっていております。

そういう中で、裁判員制度がどうだというような知識だけを子供たちに教え込むのではなしに、なぜこれが必要なのかというメインクエスションのようなものを与えて、それに対して子供たちが自分で情報を集めて、なぜ必要なのかということを考え、それをクラスの中で発表し合うという授業に変わっていておりますので、大分これから認識が変わってくるのではないかと考えております。

今言ったような授業をしていこうと思うと、「真正の学び」と言われておりますが、自分の生活と関連性があるとか、体験を通じてそういったところに興味を持たせるということが必要になるので、さっきもありました出前授業でありますとか、体験的な活動というのをもっと重視していく。また学校が、そういう形でいろんな方々に来てくださいという話になったり、学校から出ていくという形のものも増えていくのではないかと思います。

■ 私どももお声掛けいただければ喜んで対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。教育の関係ではかに何かござひますか。

● 教育は本当に大切だと思ひます。また、既に制度の周知は図られた、それを今後どう変えていくかというもう一歩先の取組が必要というのは分かりました。私どもも成年年齢の引下げを控え、学校での出前授業等で、18歳で成人になると契約責任がある、未成年の取消しはできなくなるよということなどの消費者教育を実施したいと考えております。

ただ学校現場として、今の法教育であったり消費者教育であったり、様々な機関から、いろんな出前講座、幾らでも行きますから是非という声は多いのではないかと思ひます。授業をいっぱい組まれていて、年間でスケジュールがあつてということになると、優先順位もあるでしょうし、どういうふうにしたら出前授業に来て欲しいと言ってもらえるのかなと言ひするのは私の中でもすごく悩みなのですが、そのあたりの現状として、どういうやり方でアプローチすれば授業に取り入れやすいというのはあるのでしょうか。

● 今言われたように、学校にいと、全ての教育という名がついたようなもの、関連のものをたくさん御案内いただきます。やはり判断していく材料というと、今どうしても必要なことがあつたりすれば、それはすぐにでも入れるのですが、年間計画の中に入れようと思つたら、やはり優先順位があつて、一番はやはり生徒が去年受けていとるか、ある学校でやられて非常によかつたという情報を得てから、それなら入れようということは正直言つて非常に多いのです。そうでなかつたら自前のところで先生方がやるものはやれるのだからというところに陥つてしまうので、非常に効果が高いということをうまく口添えされていとるか。

あと、去年も教育委員会の取組の一つとして「親プロ」という親になるためのプロジェクトをやつておりました、それについて私が以前教育委員会に勤めていとということで開発したプログラムを学校で試験的にやつてくれということも多く関係者が来校して試験的にやつたんですけども、思いであつたりエネルギー

を注いでやったことというのは本当に効果的なプログラムでしたので、次の年からは先生方も是非あれを毎年やりたいという話が出たりしたのがありますので、やっぱり立ち上げたときにうまく学校側に理解を頂くような持っていき方をすると、そこから口コミで広がってくと思います。

- 御説明いただいた中で感じたことがあるのですが、一般の会社、団体に出前講座をしたという紹介があったと思うのですが、本当の意味の民間企業が含まれていないなと思ひまして、それを当社に置き換えてみて、ちょっとやらせてくださいと言ったときに、できるかという、今の段階ではやっぱりイエスって言えない自分があるんですけど、だからそこはやっぱり壁があるんでしょうね、出前講座、民間企業というか。

学校教育関係は、私もよく分からないですが、やられるに越したことはないと思いますけど、本当に裁判員になるであろう人が所属する団体、純民間がない。

- スーパーマーケットの経営会社に行っております。これは因島まで行ったものです。
- 確かにありますね、それはすごいな。だから、この壁を破る方策というのを感しました。もう一つ、裁判員には日当が支給されると思うのですが、この日当の基準はあるのですかね。何も考えもなく日当を上げればいいというのではないのですが、適正な日当、そういった観点からどういう考え方があるのかなと思ひます。お金で釣るのはよくないというのは分かりますけど、結構考えておかないといけないと思ひました。
- ◆ 金額的に果たして魅力的な数字かと言われると、裁判員に来てくださることによって様々な損失があるだろうということで出てきた数字になっておりまして、例えば証人に来てくださる方の日当などとのバランスも考えているものです。現状ですと、7時間以上執務していただくのが最大ですが、それで1万円。基本的に執務していただく時間によって数字が変わっていくというものです。
- 制度に関わる話なので、基本的にはコンペンセーションということになると思

うのですが、その枠を作っている制度自体をどうしていくのかという話になってきます。運用はなかなか難しいところかもしれません。

- 10年もされているので、量というよりも質なのではないかと感じるころがあります。やはりPRの仕方ではないかと、皆さんのいろんな御意見を聞きながら思った次第です。
- 今、純然たる民間企業がほとんどない、民間企業の立場からすると、ちょっと出前講座に申し込もうというには躊躇するものがあるというお話がありました。この点については、事前に各委員に今日のテーマについて御説明に上がったときに、ターゲットとなる層を見極めて、どのような方向に寄ればいいのかというのを検討すべきだという御意見も頂いています。

冒頭、中小企業団体中央会、それから尾道の商工会議所に対する広報活動の紹介もありましたが、いかがでしょうか。企業の立場、それから事前の御意見を伺った中では、商工会議所や地元の大企業を重点的な広報先とすべきだという御意見も頂いているところではありますが、そういう企業に対してアプローチしていくためには、どういうことを考えていいかというあたりは、いかがでしょう。手を挙げるのを躊躇するということをもうちょっと敷衍<sup>ふえん</sup>していただくと。

- やったほうがいいし、やらなければいけないとも思っていますが、それを会社として強制的にこの講座を受けなさいということについて躊躇はしています。やる時間帯については、それは勤務なのか勤務外なのかというのも会社としてきちんとやらないと、やった後に混乱を招きますから。そういうところになると、もちろん参加は任意である、これは勤務内とする、そういうふうにした場合、人が本当に集まってくれるか。サクラを用意するのは簡単な話なのですが、やるとなると。でも本当に従業員が参加してくれるかというところに、やっぱり自信がないので躊躇するという言葉方をしました。

もう一つ言いたかったことがあったのですが、私が裁判員に選ばれた社員の上司であつたら、相談を受けたら必ず、いい機会だから行きなさいと指導するのは

ほぼ間違いないです。でも多くの場合、雇用主は分からないんですよ。これはプライバシーの問題もあって、その人が言うのは自由ですけど、分からないですよ。分からないから雇用主としては手の打ちようがないと、単純にそう思うんです。

- ある程度、日数がかかるものですから、休暇の取得あるいは会社によっては裁判員用の特別の休暇を就業規則上、設けておられるところもあるかもしれませんが、そうじゃない企業ですと通常の年次休暇という形になるので。
- ちょっと待ってくださいね。間違ったかもしれません。裁判員の選ばれる通知が来たときに、これこれこういう理由で断ることはできましたですかね。あなたは候補のリストに挙がりましたから、これこれこの日に来て選任の面談手続きをしてください。そこから、また選ばれるのかな。
- ◆ お勤めいただいている従業員の方が裁判員の候補者に具体的に選任の対象になるようなことは、いつの段階で分かるのかというのは確かに、私どもも出前講座に行って企業の方からよく尋ねられる質問でして、名簿に載ったかどうかというのは毎年11月か12月にかけて候補者の方にお送りします。また多くの方は、その名簿に載った段階では勤め先にお話になってらっしゃらない方が多いですね。  
具体的に裁判になりますよ、裁判に来てくださいという日の御連絡を裁判日程の2か月くらい前に送るのですが、その段階になって初めて、「実は裁判員の候補者になっていて、裁判所から抽選があるからいついつに来てくださいと言われてます。もし当たったら、いつからいつまで休みを取らないといけないのですが、課長どうしたらいいでしょう。」というふうに、2か月とはいえ結構直前になって話があることが多いという。
- そのときに会社に連絡をしてくるというのは、行く気ありありの人だから連絡してきますね。これは恐らく問題ないと思うのです。企業の雇用主とか企業の認識を高めれば高めるほど、これは成功します。要するに、2か月後にあるから、その段階で来てくださいというのを会社に言わずに断ることもできますよね。

- ◆ できますね。そういう方もいらっしゃると思います。
- その認識を上げるためには、雇用主ではなくて我々社員に、そこでまず断らないとというのがターゲットであるならば、民間の出前講座は今の段階では効果が薄い、そこをターゲットにするかどうかというところですよ。恐らく声を発したら、その人は行く気がある方ですから、そこはもうターゲットにしなくても来るのではないかと。それはできるだけ前にやるとか、そういう問題ですけど、ターゲット層はそこじゃないかなと思っているのです。
- あとは声を上げた人、委員の会社は背中を押してくださるんでしょうけど。
- 背中を押して有給休暇です。
- 手を引っ張る人もいらっしゃるかもしれない。
- いや、それは各上司によってはいるかもしれない。
- 実は、私も所長として着任して商工団体へ御挨拶に行った際に、「雇用主、上司の皆様へ」というチラシを今は入れていますという御説明をしたのですが、関係の方々のお話によれば、やはり企業規模が小さくなると、どうしても企業規模の大きいところほどは、「そうか分かった。行ってこい。」と行って背中を押しづらいということのようです。かつ、今は人手不足だしというような話で、あなたたちはちゃんと社会情勢を分かっていますかといってお話を頂いたことを思い出すわけではありますが、そういった様々な企業規模を念頭に置きつつ、いろいろ広報をやっていく必要もあるのかなという印象を持ちました。
- 逆に先ほどのスーパーの経営会社がびっくりしたのですが、受入れの経緯を教えてください。
- ◆ 当該事業所の女性の社員の方が裁判員としてお務めくださったのです。裁判員裁判が終わった後に必ず、お勤め先でまたこういう広報をさせていただきませんかというお願いをするのですが、それに応えてくださって、因島店なのですが、そこでは説明会の対象として来てくださった社員の方は各職場の上長の方で、もし自分の部下が裁判員候補者として選ばれたときに、どんな対応をしたらいいの

かということを知って、企業として勉強したいので来てもらえないかというお声掛けがありました。

その会社は裁判員の休暇制度というのを設けていらっしやって、そういう関心が高かったというのもあるとは思いますが。

- 素晴らしい。このペーパーにこだわるわけではないのですが、やっぱり国によって上位というかトップの参加率があったとすれば、その国のことを学ぶというのは大事なことはないかなと。我々も、こんな斜陽な百貨店業界でも毎年1回ニューヨークへ百貨店協会というところで各お店の選抜隊が視察に行ったりすることがあるのです。でもニューヨークに行って何が学べるかといって、そんな大したことはないとは思っているのですが、ただ企業に理解があるかどうかというのはすごく大切なことじゃないかと思えます。

そうすると、例えば一部上場、日本でいったらそうですけど、そういうものが義務付けられるとか、コンプライアンスの問題で、そういうことに理解のある企業については社会的にも認められるであるとか、そういうことがもし先進国で機能していたりとか、さっきの話じゃないですけど、教育制度にそれが取り入れられたりとか、さっきも委員が言われたような報酬部分で若干日本とは差があったりするのかなとか、そういうところを成功事例じゃないですけども、学んで、それを日本の制度に取り込んでいくというのは近道なんじゃないかなというふうに思えます。

いろんなことで欧米のことを日本は学びながら先進国の仲間入りをしたと思うのですが、そういったところは、いいところは学んで、そして日本流にアレンジしていけばいい形のものが出来上がって行って、要するにさっきも言いましたけど、参加できるかどうかですよね。そのベースが一番、知っていても参加しなければ同じだと思うので、そのベースをどうやって作るかというのは、学ぶべきところがあるところは勉強だと。

- そういった観点で今後勉強してみたいと思えます。ただ、アメリカは陪審裁判

を受けることは憲法上の権利だという位置付けになると思うので、前提をいろいろ考えてみるといいかもしれないですね。それぞれいろんな事情はあると思いますので、いろいろ調べてみて、どういう工夫がされているのかというあたりも参考にさせていただきたいと思います。

今、企業の関係について御意見をいろいろ頂きましたが、先ほどのスーパーの経営会社は裁判員用の休暇制度があるとかで、企業のほうの意識をそっちのほうに持って行っていただければ、参加しやすい環境が整っていくんだろうと思います。そういった意味では一つ一つの個別企業はなかなか手を挙げにくいというのが実情だろうと思うのですが、そういった中でどういうアプローチからスタートしていくのがいいのかというあたりですが、個別の企業はなかなか難しいのであれば、先ほどのスーパーマーケットの上長を集めて上長の理解を深めるということで企画をしていただいたようですけれども、いってみればハブになるキーパーソンを押さえるというところだとすると、私もよく分からないのですが、取りあえず分からないままに最初にアプローチをかけたのが商工団体、商工会議所、それから商工会連合会、中小企業団体中央会という団体のほうにアプローチをかけてみてアクセスをとって見たのですが、そういうアプローチの有効性についてはどうでしょうか、ビジネスの世界に身を置いておられるお二人からすると。

- 上長に対する裁判員制度の教育というか、そういうものはもちろん私も受け入れたい。一般社員だったら厳しいかもしれません。上長だけ集めて、今回こういうふうな、管理者の認識として、持つための一環として今回これをやりますと。でも1時間ぐらいかなと思いますけどね。そういうことはできると思いますね。管理者向けの、職場の責任者として、もしこういう申入れがあったときには、忙しいとかいって芽を摘むな、そういうふうなことはできると思います。一般社員はちょっと苦しいですね。
- だとすると、例えば企業に対して、そういう会社員ではなく、その上にいる人間を対象としたセミナー、出前講座のようなのをやってみてはどうかというアプ

ローチをするとすれば、やっぱりそういう商工団体のような窓口を活用させていただくのがよろしいのでしょうか。つまり飛び込みってというのは、なかなか難しいだろうなと思うのですが。

- そうですね。組織的にやらないと、そんな一軒一軒回っていても非効率ですよ  
ね。
- 前提として、私も選任手続に若干、検察官で関与したことがあって、そもそも通知しても来ない人がいますよね。そういう人に対しては直接働きかけて、来て  
くださいとか、どういう理由から来られないのですかとか、そういうアプローチ  
はできないのですか。通知して来ないというのは、その日になって初めて来な  
いってというのが分かるということですか。
- はい。あらかじめ行きませんという連絡をされる方もいらっしゃると思いますが、多くの方は蓋をあけてみたらお越しにならない。
- 全く連絡なく来ないということが選任手続になって初めて分かるということ  
ですか。
- ◆ むしろ選任手続の日にごなたが来るかというのがあらかじめ分かるのです。そ  
れはなぜかという、来ますという返事が来るから。来ますとも行きませんとも  
返事が来ない方は、まず来ないので、こちらとしても行きますよってという返事が  
来た人で頭数を予想していると。
- 来た人は何とかなるのですね。ただ、そもそも来ない人に、だから来なそうな  
人にアプローチしていくというか。来なそうな人がどんな人なのかということで  
ターゲットが絞れてきたら、そのどこに当たったら、それを防げるのかという話  
になってくると思うのですが、そのあたりはどんな感覚でつかまれているのかな  
と思ったのです。
- ◆ 来ない方は、何の返事・申し出もなさないのです。
- 大体いつまでに返事してくださいとしているのですか。
- ◆ もちろん書いています。それで締切が遅れた方については、再度、締切が過ぎ

ましたという・・・。

- 締切は大体一月前ぐらいですか。
- ◆ ほぼ、そのくらいだと思いますけれども、締切に遅れた方は再度郵送でもう一回送ってくださいとお願いするのです。それによって若干の返答は増えます。ただ、最後の最後までお返事を頂かずに欠席される方ってというのは、いわゆる出席率の問題として取り上げられている方ですね。どんな理由で返事をなさらないのかということは、そこは接触しませんので分からないところです。
- さっき委員長がおっしゃったことに関連して、御質問も含めてお聞きしたいのですが、冒頭いろんなPRあるいは広報活動をされ、新聞にリレーコラムを書かれたというのを含めて、あの場面は非常に裁判所として積極的にこの10周年というのをとらまえてPRされたというのがあるのですが、片一方で違和感があるのは、出前講座のことは先ほど説明がありましたけれども、経験者から、いらっしゃった企業からの声掛けとかというのがあるのがあって、何か受け身のような感じがするんですよ。

出前講座なんかは、さきほど委員も言われましたけれども、ポイントを絞って学校、この企業というふうに積極的に地裁のほうからアプローチするようなことはできないのかなと思いますね。例えば、これも素朴に考えるのですが、出前講座でいろんな官庁あるいは企業もありましたけれども、ただこれは、例えば広島でいうと県北も少ないな、あるいは備後のほうも少ないなという感じがするんですよ。積極的に今のPR活動のように地裁のほうからアプローチするような行動は何かできないのかなと、地道な出前講座も含めて、学校に対する出前講座も含めてアプローチするような方法はないのかなというふうに思いながら聞いたのですが。

- 確かに御指摘のとおり、裁判所というのは私のイメージではかなり出不精な組織で、実は私が着任する前からずっと出前講座はホームページにちゃんと出ているんですよ。申込書のひな型も掲載していて、どうぞいつでもお申込みくださいと。

ただコスパがあるものですから10名程度以上ということをお願いしますということで載せているのですが、特に私が着任するまで、ほとんど申込みがなく、いってみれば積極的に店は開いているけれども呼び込みはしないという、積極的消極主義みたいなところがあったのですが、今回10周年記念ということもあり、少し営業活動もいろいろしてみた結果があ程度の形にはなっています。

ただ、実際営業活動をしてみると、やはりいきなり飛び込みというのはできないものですから、どういうふうなついでで、どういうふうに行けばいいのかというのがずっと出不精だった組織ですのでノウハウもなければ蓄積もないということが非常に辛いところがあります。

- 労働基準監督署であるとか、それから女性雇用推進協会とか、どういうふうに会社が未来の雇用を考えているかみたいなヒアリングをさせていただいていう通知は行政から来るんですね。それが来ると断れないんです。案外、裁判員の関係で普及活動をしていて、ヒアリングをしたい、例えば課長さん、部長さん相当の方、みたいなのを出すと、恐らくかなりの確率で面談ができると思います。何かこっちはすごく、これは受けないといけないんだって思ってしまうですね。
- 行政は、その裏側に監督権限とか許認可権限とかがありますが、私どもにはそれがないので・・・。
- 面談依頼をすると恐らく結構な確率でオーケーが入るのではないかなと思います。すみません、全く根拠のない話でございます。
- その積極的なアプローチの方策として、高校でも出前授業については、この場を活用させていただいて前任の委員のお取り計らいで県立高校というのが実現できたのですが、要は我々にとってもツールというのは、ほとんど人対人の繋がりではないというところ、組織力がないというのは裁判所のいいところでもあり限界でもあるとは思っております。

そういった意味でも、是非この委員会の委員の皆様方のお力添えを頂いて何か突破口が開ければと思っておりますので、地裁委員会の進行や内容以外のことで、

いろいろ御相談をさせていただくこともあろうかと思えます。その節はどうぞよろしくお願い申し上げます。

- 例えば教育関係の委員を経由して、具体的な例でいえば、県北の高校で出前講座をしましよと、そんなにいっぱいできないにしてもピンポイントでやりましよといたら、やりますという情報が例えば新聞社なり各マスコミへ行けば、取材に行くと思うのですね。それが記事になる。記事になったら、またほかの高校でもやってみたいなというのがまた委員のところへ御相談があるかもしれませので、どこかやってみると広がりか。
- そういう地道な努力を続けてまいりたいと思っておりますので、委員にもまた、どこか御希望のある県立高校を御紹介いただけたらと。あと、先ほど備後とか県北とか余りないのではないかという御指摘がありましたか、裁判所の場合には、備後のほうは福山支部、尾道支部があり、県北のほうは三次支部があるというふうに管轄区域が分かれてしまっている反面、裁判員裁判は全て本庁で行うということで、そのエリアを管轄している支部が実際直接自分たちで裁判員裁判をやるわけではないという、ちょっと凸凹したところが非常にあるというところが背景にあるのかなと御指摘を受けて感じております。

支部も含めた一体としての広報の必要性ということの御指摘だったかというふうに受け止めております。そういう視点を大事にしていきたいと思えます。

- 裁判所のほうから、なかなか人が出ていくのが大変だというような御趣旨のところの話で、もっと世の中にインパクトがあるやり方として何かないかなというふうに考えたときに、是非最高裁判所の名前を使って、こういう企業で自分のところの従業員が出てやっていますよというときには、最高裁判所としてよくやりましたというような感じで認めてあげるという形になるように、感謝状とかではちょっとあれかもしれないので、今どきネットのホームページなんかにか企業の社会的な貢献として、こういうことをうちの社員は何人かやっていますというのを出していいですよとかいうふうなものを認めてあげるとか、そういうようなこと

をすると、割と人手はかけないで、うまく会社の人もやってくださるのではないかなど。

恐らく世の中の人たちは最高裁判所という名前に対しては、すごい、おおっと感じを思っただけと思うのです。広島地裁所長の名前もインパクトがあるのですが、最高裁判所が認めてくれたというのは、かなりモチベーションになるのではないかと思いますので、そういうところだったら、まず大企業のところとか、余裕のある会社からそういうことで最高裁判所から認めてもらって社会的に責任を果たしていますということをやり返す、それがだんだん小さい企業にも広がっていくというような流れができるの一つ、会社のほうからは是非やろうと、協力しようという流れができるのではないかという感じを受けました。

今のこれだと何か、飽くまでも従業員のほうがやりたいと言ったら、邪魔しないでねというような感じだけにとどまっているのですが、会社のほうからは是非やりたいというような何か仕組みを作ればいいと感じました。

- 最高裁ブランドの活用ですね。地裁委員会でそういう意見があったということをお伝えおきます。
- 医療関係というのは、いろんな集まる場面がありまして、学会だったり研究会だったり講演会をやります。医療関係、医師だけじゃなくて看護師さん、それから薬剤師さん、検査技師、歯科医師さんもおられると思うのですが、我々は人のやりくりをどうするかというのが一番痛いところで、やっぱり直前に言われても、前回は言いましたけど難しいので、なるべく早く裁判員に決めてもらわないと、協力したくても人のやりくりができないからどうにもならないという、これは一般の企業の方も同じだと思うのです。

特に3交代なんかでやっているところでしたら、人のやりくりが一番大変です。そこらで今みたいに極端な話1週間後からシフトを外れてくださいでは協力できないよという返事が出てくると思います。これは企業だって、公務員だって同じだと思いますね。皆さん協力したいと思う人は多いと思います。ただ事情が許さ

ないということがあると思います。そういう点も検討していただけたらと希望します。

- ありがとうございます。確かにシフトを組むのにかなり前から分かってないといけないと。特に看護師などは大変ですよ。

広報というとマスコミのお力にかなりすぎるというところがあって、先ほど、何か一つのイベントがあれば、それをマスコミで取り上げることによって更にそれが増幅していくきっかけになるのではないかという御指摘もございました。また事前に各委員のところに御説明に上がった際にも、テレビの影響力の大きさを指摘されている御意見も幾つか頂いております。

前回はNHKさんで番組を使えばいいんじゃないかという御指摘がありました。テレビというふうに限定してしまいますと特定になってしまいますので、マスコミの皆さんにどういうアプローチをしていけばいいのかというあたりについて何か、いいアイデア、御意見があればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 委員長のほうから御質問があったのは、10周年は10周年として大きなイベントとしてあった。今後はどうやって地道に継続的にそれを市民あるいは国民の人たちに、この制度を浸透して機能させていくかだと思うんですよ。その意味ではマスコミもうまく活用していただければと思うんですけども、新聞に掲載されたリレーコラムでも、普段一般的な人たちは裁判所にめったに行ったこともない、敷居が高いし、裁判官の方って見たこともないというか、テレビの中では見たことある、ドラマでは見たことあるけども実際にどんな人か分からないというのも、今回のリレーコラムを読んでいただければ分かると思いますけども、非常にいろんな人間味があって、非常に親しみが持てるというか、いろんな工夫をして書かれていたので、身近な話題から、あるいは身近な自分のボランティアの経験、そういうところからのアプローチは非常に身近になっていくということがありますので、記事は記事として出前講座があったという取材等はいろいろあれば

と思うんですけども、継続的に、毎日ではできませんが、節目節目ではもっと裁判官というのは普通の人というか、そんなにもすごい雲の上の人がやっているのではないっていうのを、もっと裁判所を身近にしていくっていうことも、ちょっと遠回りかもしれませんが、この裁判員裁判をうまく機能していくことができるかなと。

それはテレビであっても新聞であっても、ネットでもあるかもしれませんが、そういうアプローチも必要なのかなという感じはします。

■ 裁判所というところに行くと、どんな魑魅魍魎が待っているか分からないなんていうことで行くのをやめてしまうということにはなくなっていくようにということかと思えます。今回も大分いろいろ10周年記念ということもあって、各マスコミの皆さんにいろいろ取り上げていただいて、それなりに反響も大きかったと思うんですけども、ただ5月21日から大分たってしまうと、なんとなく皆さんの意識でいかがでしょうか。何か余り残ってないのかもしれないという気持ちなんです、それをもうちょっと持続性を持たせる浸透の効果を長続きさせる方策みたいなものは何かありますでしょうか。

● 基本、お金を使わなきゃいけないと思います。短い言葉で1日に何回も流すというと非常に頭に残るんじゃないかと思えますね。公共広告機構ですか、ウォーターエイドジャパンとかセーブ・ザ・チルドレンとか1日に何回もやられますよね。すると頭に残る。

● 広報の話というか、マスコミの話とはちょっとずれるかもしれませんが、まず呼出しがかかったときに、私だったらどうするかを考えたとき、裁判員裁判という制度があるのは知っています。でも実際どういうふうな、例えばさっきの日当の話もありますし、旅費が出るのだろうか、何日ぐらい拘束されるのか、私にはどういう部分の意見を聞かれるのだろうか、みんなの前で、法廷で話さなくてはいけないのだろうかとか具体的に色々想像したときに、ホームページとかを見て型どおりのことが、それは通知のときにお知らせしていただけるとはしても、

実態はどうなんだろうと不安に思います。そうすると、私なら、SNSで経験者の声とかを、実際はどうだったよ、こうだったよみたいなものを探すだろうと思うんですね。企業で雇われている社員の方とか、その上席の方を対象にした研修とか、社会人研修のがある人だったら別ですが、育児中の女性とか専業主婦だったりだと、そのような研修の場もなく、身近に裁判員になった人なんてめったにいませんので、ネットで調べるのではないかなと思います。このあたりについてはどういう書き込みがあるかぐらいは、把握されているのでしょうか。こういう経験をしたよみたいな、グーグルとかツイッターみたいなものでは大体書いてあったりするものなんではないでしょうか。それも絶対書きちゃ駄目みたいな制約があるのか。

- 私も検索した経験が余りないので正確なことは言えないのですが、普段裁判員の方がいらっしゃるときに、何を書いていいか、何を書いちゃいけないかということは御説明します。なので、書いていらっしゃる方はそれに従って書いてくださっていると思います。そうすると、よかった悪かったという感想めいたことはたくさん書けるのですが、具体的に裁判官とどんな話をしたとか、ほかの裁判員の方とどんな話をして、事件がどう決まったということは書きちゃいけないことになっているのです。

なので、検索してくださった方がどこを見たいのかというところによって、その検索していただく方の関心に答えられている情報がどこまで載っているかは、その方の関心によって違うのかなと。日当がどうか旅費がどうかということは全部分かると思うんですけど。

- そういうことが、通知が来ないと分からない。裁判員制度に行った人みんながいろいろ言っているよと広報してますよね。それを見ていて、実際通知が来たときに、どうしよう、行ってみようかなと考えてくれる人ならいいのですが、そのまま放っておく人も多いのかなと思います。NHKも、中国新聞も、どちらかというと意識の高い人が読む媒体かなと。テレビにしてもNHKじゃないほうの

ターゲットに刺さるためには、ちょっと工夫が要るのかなと。

一般の人が放置しがちなのも、まず面倒くさいし、責任も感じるし、いちいち休みを欲しいって上司に言うのも嫌だしっていうことで出席率が下がっている。

じゃあ、そこにいかにして、とりあえず出席だけしてよというところまで持っていくか。さっき委員がおっしゃったような、そのほうが広く広報をやるよりは効果的なんじゃないかと思いました。

- 具体的にはどんな方策がありますでしょうか。
- ホームページを見ると、例えば託児はありますかとか、そういうQ&A、よくある質問みたいなのは載っているわけですね。よく読めば、通知にも書いてある。しかし、しっかり通知を読んだりホームページを調べたりする人ばかりではないので、日ごろからその辺のPRをきちんとすることは必要なのかなと思うのと、そういう型どおりではなくて、口コミのような、参加した人の生の声というか、裁判の中身の情報は言えないにしても、こうだった、よかったよとか、ここはちょっとしんどかったとか、そういうのが見られたらいいと思います。
- 口コミですね。今の時代はそうなんでしょうね。
- やってみてよかったという人の声が多いということがPRされていますが、何がどうよかったのかというところをPRすることはされているのかどうかということとか、あと企業で相談会とかをやっているときに、突っ込んだ話として、こういう具体的な話がありましたとかいうような、何か一つのサンプル的なお話は御用意されているのでしょうか。
- ◆ さっきのスーパーマーケットの例になりますが、実際一緒に参加してくださった裁判員の方がどうだったかというお話をされました。裁判員のうち95パーセントがしてよかったですよみたいな、そういう抽象的なことじゃなくて、もう少し具体的な話もありました。訪問看護ステーションの経営会社に行ったときも、裁判員の経験者の方が同席して、どうよかったかということその人の言葉でお話をされていますので、そういう意味合いで具体的なイメージはつかめるような

場面にはなっていると思いますが、一般的な説明のときに、それを越えた細かい話をしているかという点、それはしておりません。

- 個別の事件についてということだと難しいのはよく分かるのですが、もうちょっとそこを抽象化した形で、広島じゃなくて、どこか東京でこういう話がありましたでもいいんですけど、こういう事件で、こういうところで困ったけれど、こういうところはすごくよかったというのは、もうちょっと詳しく具体的な話として分かるような何かがあったらいいのかなと。
- ◆ 最高裁のパンフレットには、もう少し出来合いの話はあるんですけど、いかにせん出来合いの話なので、それを私どもが話しても全然伝わらないというか、裁判員裁判の記事で新聞のコラムなんか書いてくださいということがありますよね。それを読んだ印象と自分でしゃべる印象って全く違うなといつも思います。
- 裁判員経験者の声として伝えていくという話がありましたが、実は裁判員経験者の意見交換会というのを私ども定期的にやっています。その意見交換会にはマスコミの皆さんにも御出席いただけるようになっていますが、前は結局誰も御出席いただけなかったもので、そういった意味では、そういう裁判員経験者の方の生の声をどういうふうにして伝えていくのか。意見交換会の概要、議事概要は作成して裁判所のホームページに掲載しているのですが、多分御覧になったことはないですね。

割と地味な扱いになってしまっているのが現実なものですから。そこらあたり、サタケメモリアルホールでやったシンポジウムが裁判員経験者も御参画いただいてインタビュー形式を活用しながらやったということはあるのですが、今後、今委員からの御質問、御意見の際のやり取りでも出てきた裁判員経験者の生の声というのをいかにして広く知っていただけるように工夫をしていくのかというあたりも我々は考えていかなければいけないテーマであると思っております。

裁判員経験者の意見交換会というのは、これは検察官、それから弁護士の皆さんに参画いただいて、昔は手続の進め方についての感想などを伺って、それを

我々法曹三者が今後の裁判員経験者の運営に役立てていくという、どちらかという外に発信するというよりも内部で頂いた意見を踏まえて裁判員裁判の運用を良くしていこうというツールだったと思うのですが、それを少し裁判員を経験してみて、どういうふうに感じたのかというあたりの裁判員としての経験に根差した御意見なども、そういう意見交換会の際にしっかりとお伺いをして、それを的確に広く知っていただけるような工夫をしていくというのも一つ大きな、今持ち合わせている材料を有効活用するという観点からはあるのかなという気がしました。また、その際にはマスコミの御協力も頂くことになると思いますので、そのときにはまた御相談させていただければと思っております。

● 広島大学のシンポで700人ぐらいの人が集まったとのことですが、広大だけではなくて、広島県内の別の大学もあるんですから、年に一つの大学を順番にやっていくのも良いのではないかと思います。大学生も将来選ばれる可能性もあると思います。

■ 法曹三者が広島修道大学で学生さんを相手にした講演会というのは。

◆ 例年行事としてやっております。

■ 法学部をお持ちの大学はそういう御関心を持っていただけるのですが、県内で法学部があるのは広島大学と広島修道大学の二つだけだと思いますので、その更に開拓をとというのは、御意見を踏まえながら大学サイドのニーズを探りつつ。

● 大学祭なんかでやるのもいいかもしれませんね。

■ 大学祭は、こんなパッケージで、こういう企画をすれば、我が方からはこういうものを提供できますというのを示すことになりますか。それも含めて検討してみたいと思います。

● 地裁委員のお話があったときに、最初に頂いた資料の中に裁判員裁判のDVDがありました。私が見させていただいたのは、小林稔侍さんが出ていた分だったかなと思うんです。あれはすごくコンパクトにまとまっはいるんですけど、あのときにも選ばれた人の気持ちがすごく揺れ動いているのが分かって、最後には

皆さん、自営業をされているおじさんも主婦の方も皆さんがよかったというふうなことで演技をして、そういうふうなストーリーになっているんだと思うんですけど、でもやられた方の声というのは充実感があつたとかいうのもありましたし、先ほどのスーパーマーケットのお話を聞いても、実際に経験された方がそういうことで会社に広めてというか、ああいうのを学校でもいいのですが、大学生を集めて流したりとかするのはすごく効果的なのかなと。

論点が違うのですが、私が小学校の頃に同和教育である映画を見させてもらったことがありました。そのときの小学校5年生、6年生の担任の先生というのがすごく怖い先生だったんですけど、その先生が差別は絶対いけないんだと、本当に我々みたいなまだ右も左も分からないような小学生に向けて涙を流されながら熱弁される先生だったんです。今でも本当に鮮明に覚えておりまして、世に出ても差別することというか、そういうことは絶対にやっちゃいけないという、道徳的な話になるんですが、すごく覚えているんですね。

中学、高校に行くと、当然ながら同じ社会科の中でその勉強はするんですけど、担当の先生はそういうカテゴリーがあるからというか、分からないですけど事務的な授業だったものですから、あの頃、自分もまだ若くて正義感に溢れていたんだと思うんですけど、その先生を批判したことがあつたんですね、授業中に。自分の小学校のときの先生はこういうふうに教えてくださったというのを生意気にも、その先生に向かって言ったことがあるんですが、それぐらい強く印象に残った映画だったし教育だったと思うんですね。

ですから、あのDVDがそんなに重たいものかどうか、違うとは思いますが、ただやっぱりさっき私が最初に言わせてもらった動機ですよ。通知が来ました。一步踏み込んで自分もそういうことに携わるんで参加しないといけないんだというような、そこでの責任感というんですか、動機付けがやっぱりないと、幾ら裁判員制度という制度というもの自体を知っていても、踏み込むには勇気も要ると思うんですね。ああいう、せっかくいいDVDがあるので使ったらどうか

などということと、もう一つは、NHKの大ファンとして言わせてもらえるならば、この前も言ったんですけど、「チョコちゃんに叱られる」とか、ああいう人気の、それも小さい子供さんも理解できるような、高校生になっているようなものとか、番組名はよく分からないんですけど、ヨーソローとか何か海賊みたいなおじさんが出てくるような、そこに専門の委員さんが出てこられて、いろいろ解説をしてくださるような番組とか幅広く、ちょっと奥の深いところを上手に構成されてやられていると思うんですね。

ああいうのをスポット、スポットで裁判员制度について取り上げていただいたりとかいうようなことであれば、モチベーションというんですかね、来たときに、うわっ来たというようなことじゃなくて、ああ来たんだ、じゃあ自分としてどういふうにこのことに対応していこうかというような、その気持ちが持てるか持てないかというところを深掘りしていったほうが本当の意味での宣伝というか、本当の意味での効果が出てくるのではないかなというふうに強く思います。

■ NHKの全国放送となると広島放送局ではちょっとどうしようもないのかもしれませんが、手持ちを死蔵するのではなく活用しているかということも含めて、先ほど最高裁のブランド力という御指摘もありましたので、上級庁のほうにもそういう意見があったということは伝えておきたいと思います。ほかはいかがでございましょうか。

● さっきおっしゃっていたことが気になったのですが、まず裁判员になって何をするのが、ぱっとネットで知りたいというのは確かにそのとおりだと思いますし、体験談でも個性がありますので、架空の例で日記みたいな感じでこういうことをしたというパターンを、何かストーリーみたいなのを作って載せてもいいのかなと。それで、法廷には顔を出して座らないといけないと、別に質問したければできるけどしなくてもいいとか、何かこういうことをしなきゃいけないっていうのが最初、選任手続に行ったときから判決が出て終わるとこまで一つのパターンとしてあったほうが分かりやすいのかなと。

ただ、それで逆に来ない人が増えるかもしれませんが、やっぱり国民としては、我々は当然知っていますけれど、国民としては分かったほうがいいのかなという気がします。

- よく学校のホームページであるような、「〇〇生の1日」みたいな、朝起きてから学校に行って勉強してクラブ活動をやったという、ああいうイメージですね。

今日いろいろ頂いた御指摘も踏まえて、自助努力でどれだけのことができるのか、あるいは上級庁にどういう意見があったということをどういうふうに伝えていくのかということも含めて、しっかりと検討させていただきます。

本日はどうも大変貴重な多数の御意見をありがとうございました。

以 上